

写

23生畜第861号
平成23年7月15日

東北農政局生産經營流通部長 殿
関東農政局生産經營流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産流通振興課長

原子力発電所事故を踏まえた稻わら等の利用に関する指導等について（依頼）

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故後（3月11日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、これまで平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22.消安第9976号・22生畜第2385号）等により、原子力発電所事故を踏まえた家畜の適正な飼養管理について周知してきたところですが、特に原子力発電所事故後に収集された稻わら・麦わら・牧草等（以下、「稻わら等」という。）については、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県に対し、下記のとおりその飼料及び敷料としての利用に関する指導等を行うよう依頼願います。なお、1（1）及び2（1）の調査結果については、7月22日までに報告願います。

記

1 畜産農家等に関する指導等

（1）畜産農家等に関する聞き取り調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稻わら等を飼料及び敷料として利用していないか等について、関係団体等と連携し、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2により各農政局に報告すること。

（2）利用自粛に関する指導について

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稻わら等を飼料及び敷料として利用しないよう指導すること。（ただし、牧草を平成23年7月9日付け「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）」（23生畜第811号）の2に従って適正に給与する場合を除く。）

2 稲作農家等に関する指導等

(1) 稲作農家等に関する聞き取り調査

稻作農家から畜産農家等への稻わら及び麦わらの供給状況について、市町村、関係団体等と連携し、別紙3により聞き取り調査を行い、その調査結果について各農政局に報告すること。

(2) 販売・譲渡の自粛に関する指導について

稻作農家等の稻わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稻わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。なお、指導にあたっては別添を参考とすること。

別紙1

<稻わら等チェックリスト> 畜産農家名 _____

	はい	いいえ
1. 屋内やラップ等により稻わら等を保管していましたか。	保管していた	保管していない
2. 稻わら等を飼料又は敷料利用していましたか	利用していた	利用していない
3. 稻わら等は、自家生産したものですか	自家生産	購入
3. で「はい（自家生産）」の場合 原発事故（平成23年3月11日） より前に収集したものですか。 また、別添2に沿って、牧草を適切に利用していますか。	3月11日より前 適正	3月11日以降 不適正
3. で「いいえ（購入）」の場合 ・ 購入したのはいつですか ・ 購入先はどこですか ・ いつ収集したものですか ・ 屋内で保管されたものですか		

注：業者等から購入したため、生産された場所、収集日等について不明な場合は、購入伝票等から販売業者を特定し、後日検査者等が確認すること。

別紙2

事故後収穫稻わら等利用農家戸数

県	酪農		肥育牛		繁殖雌牛等		備 考
	農家戸数	利用戸数	農家戸数	利用戸数	農家戸数	利用戸数	
(例) A県	80戸	0戸	50戸	3戸	500戸	1戸	

稻作農家から畜産農家等への稻わら等の供給状況に関する調査

平成23年7月14日までに福島県内において高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

原子力発電所事故発生時ほ場にあり、その後収集・保管された稻わら等については、放射性物質を多く含む可能性があります。

このため、貴市町村において、

① 稲作農家等が、稻わら・麦わらを原子力発電所事故（3月11日）以降にほ場等から収集し、畜産農家等に供給するという実態の有無

② その具体的な内容

について、JA等の関係機関と連携して、農事組合や集落の代表者に聞き取りを行った上で、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【○○県○○市】

実態の有無	具体的な地域・内容
有	○○地域において稻わらが畜産農家に供給されている。 △△地域において稻わらがわら収集業者に供給されている。 (※畜産農家が稻わらを自家生産している場合はこの調査に含みません)

別添1

原発事故を踏まえた稻わら・麦わらの取扱いについて ～稲作農家の皆様へ～

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故(3月11日)以降にほ場から収集された高濃度の放射性セシウムを含む稻わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

安全な畜産物の生産・供給のために、原子力発電所事故後に収集された稻わら・麦わらの取扱いに関し、以下の内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いします。

○稲作農家等の稻わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稻わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。
また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。

○上記のような稻わら・麦わらを、既に畜産農家やわら収集業者に販売・無償譲渡した場合は、県の畜産担当部局に連絡してください。

連絡先	担当者	電話
○県〇〇センター		
〇〇県〇〇課		
〇〇農政局〇〇課		
農林水産省生産局 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399 (夜間)
生産流通振興課	内田、宮本	03-3502-8111(内4846) 03-3502-5965 (夜間)

別添2

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について ～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稻わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1)事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2)暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用することが必要不可欠です。 粗飼料中の放射性セシウムの目安

・家畜には、

(1)事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以後も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものは、ラップ等の包材により外気と遮断されたもの

(2)牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5,000 Bq/kg

を与えて下さい。

※放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稻わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのあるバーク等の資材は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。

(1)水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。

(2)貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。

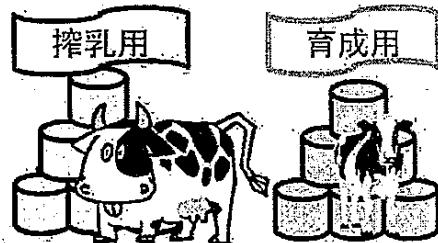
(3)放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう。



3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と育成・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

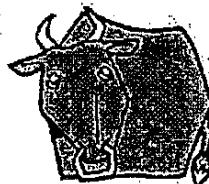
- 育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。
- 屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。



4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与してください。

- 廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょう。



また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。

【参考】

- 平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)
- 平成23年4月22日付生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)
- 平成23年6月8日付生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取り扱いについて」(23生畜第440号)
(農林漁業者の方々へ)畜産関係 <http://www.maff.go.jp/noujiku/sikkyo/mairi2/3.html>)

連絡先	担当者	電話
○○県○○センター		
○○県		
○○農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)



23消安第2331号

23生産第3227号

23畜産第929号

平成23年7月25日

林野庁林政課木材産業課長殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局生産流通振興課長
生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産企画課長
生産局畜産部畜産振興課長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自
粛について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で水田に放置された稲わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稲わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。また、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。

このため、当該牛のふん尿や植物性堆肥原料から生産された堆肥等が施用・生産・流通するところがないよう、別添のとおり地方農政局等宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、関係団体等に周知の上御指導をお願いいたします。

写

23消安第2331号

23生産第3227号

23畜産第929号

平成23年7月25日

北海道農政事務所長 殿

各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

生産局生産流通振興課長

生産局農業環境対策課長

生産局畜産部畜産企画課長

生産局畜産部畜産振興課長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自
粛について

- 1 原発事故に伴う放射性物質の落下の影響で、原発周辺県で水田に放置された稲わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稲わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。また、原発周辺県の植物性堆肥原料（樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壤に施用すると、土壤中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高く、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する確率が増大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩れることにもなりかねません。
- 4 このため、農地土壤に堆肥を施用する際には、慎重な対処が必要です。
現在、農林水産省では、農地土壤の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農産物の生産を確保するため、堆肥中の放射性セシウムの基準の作成を急いでいます。（基準が設定されれば、基準に適合したもののみを生産・流通・利用できることとなります。）

5 この基準が設定されるまでの間、とりあえず、17都県（青森県、岩手県、宮城县、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壤への施用を自粛していただくこと、また、こうした堆肥原料及び堆肥の生産・流通を自粛していただくことが必要であると考えております。

6 つきましては、貴職から貴職管内都道府県に対し、堆肥を利用する可能性のある耕種農家、牛のふん尿や植物性の堆肥原料を供給する者、堆肥を生産又は販売する者をはじめとする関係者に、下記事項を徹底していただくよう依頼願います。その際、各県の堆肥をめぐる実態を踏まえて対処することとし、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関も活用して周知徹底するようにしてください。また、都県内の市町村へ周知を図るため当該通知を発出するよう17都県に要請いただきますようお願ひいたします。

7 なお、このことに関し、既に、

- ①「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月20日付け生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛
- ②「福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月22日付け生産局農業環境対策課長・生産局畜産部畜産企画課長・消費・安全局農産安全管理課長通知）により、福島県内で牛を飼養している全ての農家等の家畜排せつ物等の利用・譲渡等の自粛を指導していますので申し添えます。

※ 下線部は、東北農政局、関東農政局及び北陸農政局宛てのみ記載する。

記

- (1) 原子力発電所事故後に17都県で生じた家畜（豚・家きんを除く。）の排せつ物（敷料を含む。以下、「家畜排せつ物」という。）については、有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。また、当該家畜排せつ物を原料とした堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）しないこと。

- (2) 原子力発電所事故後に17都県で収集された植物性堆肥原料（事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものも含む。以下「植物性堆肥原料」という。）については、有償・無償にかかわらず、これを譲渡しないこと。
- (3) (1) の家畜排せつ物又は(2) の植物性堆肥原料を調達し、これを原料として堆肥を生産（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項に基づく管理を行う場合を除く。）、譲渡しないこと。
- (4) (1) の家畜排せつ物若しくは(2) の植物性堆肥原料又はこれらを原料とする堆肥（事故前に生産されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた場合も含む。）を、農地土壌に施用（土壤改良資材等としての施用を含む。）しないこと。
- (5) 本措置により、家畜排せつ物、植物性堆肥原料、堆肥が滞留する場合には、適切に管理すること。

写

23生畜第897号
23消安第2293号
平成23年7月20日

北海道農政部長 殿	{	生産経営流通部長 殿
東北農政局		消費・安全部長 殿
関東農政局		
北陸農政局		
東海農政局		
近畿農政局		
中国四国農政局		
九州農政局		
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿		生産局畜産部畜産企画課長 消費・安全局農産安全管理課長

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与又は敷料として利用した農家が判明した各県には、当該農家の家畜排せつ物及びそれを原料として製造した堆肥等（以下、「家畜排せつ物等」）について、利用や譲渡を行わないよう指導していただいているところですが、稲わらの使用実態等の調査の進展も踏まえ、不適正給与等が判明した場合には、下記のとおり指導が徹底されるよう、改めて、
(貴職から貴職管内各都府県に対して周知いただきますよう) お願いします。

※下線部は、各地方農政局生産経営流通部長、消費・安全部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

記

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した農家が判明した場合には、当該農家の家畜排せつ物等について、次のとおり、取り扱うよう指導を徹底すること。

- 1 利用や譲渡は行わず、農場内等において保管しておくこと。
- 2 堆肥化には一定の期間を要すると解されるが、高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与等した以降の家畜排せつ物等の譲渡の有無を確認するとともに、譲渡が判明した場合は、譲渡先に対して、利用や再譲渡をしないよう連絡すること。
- 3 本措置により、家畜排せつ物等が管理施設の容量を超えて滞留した場合においても、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条第1項に規定する管理基準に基づき管理すること。

(資料2)

写

23生産第3226号
23生畜第926号
23消安第2329号
平成23年7月22日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産企画課長
消費・安全局農産安全管理課長

福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて

高濃度の放射性セシウムが含まれた稻わらを給与又は敷料として利用した農家が判明した場合には、別添の「高濃度の放射性セシウムが含まれた稻わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月20日付け23生畜第897号、23消安第2293号 生産局畜産部畜産企画課長、消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、当該農家の家畜排せつ物及びそれを原料として製造した堆肥等（以下、「家畜排せつ物等」）の利用や譲渡を行わないよう、指導していただいているところです。

加えて貴県にあっては、平成23年7月19日に、原子力災害対策本部より、出荷制限が指示されたことに伴い、県内で牛を飼養している全ての農家等（牛の飼養農家から委託を受けて家畜排せつ物等の管理等を行う者を含む）に対して、当分の間、家畜排せつ物等は、利用や譲渡は差し控え、農場内等において適正に保管しておくよう、指導を徹底していただくようお願いします。

また、併せて、県内の全ての農家に対して、当分の間、県内の牛の飼養農家からの家畜排せつ物等の譲受け、利用及び譲渡しを差し控えるように指導を徹底していただくようお願いします。